

指定管理者制度による公の施設の 管理運営に係る監査の結果報告書

平成 2 2 年 3 月
広島県監査委員

目 次

第1 監査の概要

| | |
|--------------|---|
| 1 監査のテーマ | 1 |
| 2 監査の趣旨 | 1 |
| 3 監査・調査の対象機関 | 1 |
| 4 監査の実施時期 | 1 |

第2 監査委員意見

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 施設の改修・修繕 | 2 |
| (1) 施設の計画的な改修 | |
| (2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保 | |
| 2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブの付与等 | 2 |
| 3 指定管理者の交替に伴う事務の引継 | 3 |
| (付記) | |
| 指定管理者に対する評価 | 3 |

第3 監査結果（現状と課題）

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 指定管理者制度の運用に係る取組経緯 | 4 |
| 2 指定管理者制度の運用状況 | 5 |
| (1) 指定管理者制度導入施設の概要 | |
| (2) 指定管理者の状況 | |
| (3) 管理運営等の状況 | |
| (4) 公募等の状況 | |
| 3 施設の改修・修繕の状況 | 6 |
| 4 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ等の状況 | 8 |
| (1) 利用料金 | |
| (2) 委託料の精算・剰余金の追加納付 | |
| 5 指定管理者の交替に伴う事務の引継の状況 | 10 |
| 6 評価制度の状況 | 11 |
| 7 効果・課題等 | 12 |

第4 参考

| | |
|---------------------------|----|
| 1 監査の実施方法 | 13 |
| 2 指定管理者への関係人調査結果 | 13 |
| 3 調査の対象とした指定管理者が管理する施設の概要 | 19 |

「指定管理者制度による公の施設の管理運営」に係る監査の結果

平成 22 年 3 月 18 日

広島県監査委員 富 永 健 三
同 下 原 康 充
同 高 橋 義 則
同 加賀美 和 正

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

指定管理者制度による公の施設の管理運営について

2 監査の趣旨

平成 19 年度以来、指定管理者制度の運用状況について、定例監査において重点的な監査を行い、明らかとなった課題について、平成 20 年度知事意見書において意見したところである。

また、現在の指定管理者の多くは、平成 22 年度で指定期間が満了するため、平成 22 年度中には新規の選定が行われることが予定されている。

については、こうした状況も踏まえ、指定管理者制度による公の施設のより有効な管理運営の観点から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき監査を実施した。

3 監査・調査の対象機関

(1) 指定管理者制度を総括する県の機関及び指定管理者により管理されている公の施設を所管する県の機関

- ア 指定管理者制度の総括局 総務局
- イ 対象となる施設の所管局 総務局，環境県民局，健康福祉局，商工労働局，農林水産局，土木局，都市局，企業局，教育委員会

(2) 公の施設を管理する指定管理者

平成 21 年 4 月 1 日現在の指定管理者である 33 団体に対し、地方自治法第 199 条第 8 項の規定による関係人調査として実施

4 監査の実施時期

平成 21 年 5 月 ～ 平成 22 年 3 月

第2 監査委員意見

指定管理者制度については、事務処理要綱の制定や指定管理者等に対するアンケート結果を踏まえた指定期間の延長など制度の統一かつ円滑な運用が図られているところであるが、さらに、次のとおり、改善又は改善についての検討を行う必要がある。

なお、各事項の説明は「第3 監査結果（現状と課題）」（P4 以下）を参照されたい。

1 施設の改修・修繕

(1) 施設の計画的な改修

公の施設については、「第二次行政システム改革推進計画」（平成 16 年 11 月策定）及び「事務事業総点検」（平成 19 年 3 月）に基づき、施設の廃止や民間・地元移管も含めて、そのあり方を検討するとともに、指定管理者制度の活用が図られている。また、施設の大規模修繕（改修）については、県施設として運営していくこととした施設の老朽化の度合いなどを勘案のうえ、必要に応じて予算措置し、実施されているところである。

施設の大規模修繕（改修）は、施設のあり方検討を踏まえた上で、県の責任において計画的に実施していく必要があるが、改修計画が策定されておらず、必要に応じて対応していくとした施設があった。

今後、各施設において、老朽化の進展に伴い大規模修繕（改修）の増加が見込まれることから、改修計画が策定されていない施設においても、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要箇所及びその優先度を把握し、施設・設備の大規模修繕（改修）を計画的に実施していく必要がある。（各施設所管局）

(2) 責任分担に基づく修繕の適正な執行の確保

指定管理者により運営されている公の施設の修繕については、県と指定管理者とでその責任分担を定め、実施されているところである。

基本協定における責任分担の規定を見ると、一部の施設を除き、その設定金額に違いがあるものの、大規模修繕（改修）は設置者である県の負担、それ以外の小規模修繕は指定管理者の負担によって行うこととされている。

県の責任分担である大規模修繕（改修）の実施状況を見ると、わずかではあるが、その費用を指定管理者が負担している事例があった。

これらの事例については、修繕の内容等から、県と指定管理者との協議の上で行われたものではあるが、修繕に係る責任分担の原則の例外であることに留意する必要がある。

また、大規模修繕（改修）について、県が費用を負担し指定管理者に別途委託して実施する場合においても、県職員による必要な施工管理、検査確認等を実施していく必要がある。（各施設所管局）

2 指定管理者の経営努力に対するインセンティブの付与等

利用料金については、それぞれの施設の設置及び管理条例（以下「条例」という。）において、利用料金の基本的な額（以下「基準額」という。）の上下 30%の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定める額と規定されており、施設・設備にかかわらず一律的な取扱いとなっている。

しかしながら、閑散期等における基準額の上下 30%を超える利用料金の額の設定や、承認手続の迅速化、キャンセル料規定の整備等の要望が指定管理者から提出されている。

これらは、指定管理者の経営努力に対するインセンティブ及び県民の施設の利用促進に資するものもあると考えられることから、利用料金の範囲の一律的な取扱いが必要かどうかなどについて検討を行う必要がある。

また、収支差額が黒字となった場合にその額を指定管理者の収益とすることは、指定管理者の経営努力に対するインセンティブの一つとなっているものと考えられる。一方で、協定に基づき、収支差額が黒字となった場合に委託料を減額する施設や、利用料金の増収により協定で定められた県への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一部を県に追加納付させる施設もある。

施設によっては、このような取扱いを行うことが必要であるものもあるが、指定管理者の経営努力に対し大きな支障となっていないかどうか検討する必要がある。（総務局、各施設所管局）

3 指定管理者の交替に伴う事務の引継

公募による選定結果により指定管理者が交替した施設の事務引継の状況を見ると、いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局（課）との三者とが共同して、2～3月をかけて引継を行っているが、引継時間の確保や円滑な意思疎通のため県の更なる主導が必要との意見があったところである。

施設によっては、新旧の指定管理者のみで引継事務を行う取扱いになっているものも見受けられるが、公の施設が県の施設である以上、県民の施設利用に支障がないよう、施設所管局が参画し円滑に事務引継が行われるように協定等に明記し、指定議決以後速やかに三者間の連携の場を設定するなど施設所管局が積極的に参画していく必要がある。

特に、レクリエーション・スポーツ施設等においては、前年度において翌年度の利用決定を行う場合があり、円滑な運営を持続させるためにも、新指定管理者をオブザーバーで参加させるなど引継について十分配慮する必要がある。（総務局、各施設所管局）

（付記）

指定管理者に対する評価

平成 20 年度から、指定管理者による目標の設定、県による施設運営状況の点検等による「モニタリング」を踏まえ、指定管理者を評価する制度がすべての施設において導入され、その結果についても公表されている。

平成 20 年度分の評価結果を見ると、ほとんどの施設について、計画以上又は概ね計画どおりに運営されているとの評価であるが、一部の施設において利用者数や利用料金収入の実績が目標に達しなかったなどの課題もあるとの評価がなされたところである。

評価については実施されて間もないが、評価結果を今後の施設の管理運営に活かすことが重要であり、適正な管理運営の確保及びサービス水準の維持向上のため、その活用に努めていただきたい。

また、指定管理者の選定に当たっては、外部有識者等の活用を図っているところであるが、評価についても、その定着状況を見ながら、評価項目等の設定や評価について外部有識者等の活用を検討していただきたい。（総務局、各施設所管局）

第3 監査結果（現状と課題）

1 指定管理者制度の運用に係る取組経緯

指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正により、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として導入された。

本県においては、同法による3年間の経過措置期間が満了する以前の平成17年度から、直営による施設を除くすべての公の施設において指定管理者制度を段階的に導入している。

制度の総括局である総務局（総務管理部行政管理課及び財務部財政課）は、平成16年8月に指定管理者制度運用に係る事務処理要綱（以下「事務処理要綱」という。）を制定し、①指定管理者制度運用に当たっての基本的な考え方、②指定管理者の指定に関する事務の基本的な流れ（関係規程等の整備、募集、審査・選定、管理者指定の議決等、協定の締結、事業報告・業務報告・業務点検等）について詳細に定め、以後、選定委員会への外部有識者等の導入や、指定期間の延長、評価制度の導入など様々な取組を行い、制度の統一かつ円滑な運用を図っている。

これまでの主な取組状況は、表-1のとおりである。

表-1 指定管理者制度に係る主な取組状況（年度別）

| 年度 | 取組内容 |
|-----|--|
| H16 | ・事務処理要綱制定 |
| H17 | （指定管理者制度導入） |
| H18 | ・選定スケジュール等を県のホームページに掲載 ・申請準備期間を1月から2月超に延長 ・申請資格に県内に事務所等を有することを追加 ・選定委員会に外部有識者等を委員として導入（県職員委員と同数の外部委員（利用者代表、施設に関する知識・経験を有する者、経営の視点を有する者）が参画） ・5段階評価による審査方法の基準を明確化（基準を「3」）し、「0.5」刻みで客観的に評価 ・公募施設の選定結果の公表 ・導入施設の運用状況の公表 |
| H19 | ・業務点検ガイドラインを制定し、評価制度を試行 |
| H20 | ・選定スケジュール等の情報を広範に情報提供 ・事前説明会の開催義務化により新規提案の充実を図るよう周知徹底 ・評価制度の本格実施 ・公募外施設の選定結果の公表 ・指定期間を3年から5年に延長（平成21年度指定分から） |
| H21 | ・評価結果（20年度事業実施分）の公表 ・指定管理者の処分に係る判断基準を明確化 |

2 指定管理者制度の運用状況

(1) 指定管理者制度導入施設の概要（平成 21 年 4 月現在）

指定管理者制度を導入する施設は 53 施設（県営住宅は公募単位の 12 施設として算定）、施設種別（総務省調査による施設の内容区分）の施設数は、表－2 のとおりであり、基盤施設（駐車場、公園、公営住宅等）が 18 施設と最も多い。

指定管理者の選定については、33 施設が公募により、その他 20 施設が公募外により行われており、公募外については社会福祉施設が 10 施設を占めている。

なお、各施設の管理状況の詳細については、「第 4 参考 3 調査の対象とした指定管理者が管理する公の施設の概要」（P19 以下）を参照されたい。

表－2 施設種別による施設数の状況

| 施設種別 | 基盤施設 | 文教施設 | レクリエーション・スポーツ施設 | 社会福祉施設 | 産業振興施設 | 計 |
|--------|------|------|-----------------|--------|--------|----|
| 制度導入施設 | 18 | 7 | 11 | 12 | 5 | 53 |
| うち公募外 | 5 | 2 | 1 | 10 | 2 | 20 |

(2) 指定管理者の状況

上記(1)の 53 施設の指定管理者として、33 団体が指定されており、県出資法人が 10 団体、その他団体が 23 団体となっている。

(3) 管理運営等の状況

ア 委託料の推移

指定管理者制度導入前年度と平成 20 年度の委託料とを比較すると、表－3 のとおり、約 14 億円（28.4%）の減となっている。

表－3 委託料の推移（決算額）

| 年 度 | 導入前年度 ① | 平成 20 年度 ② | ②－① |
|---------|-----------|------------|------------|
| 委託料（千円） | 4,780,905 | 3,424,362 | △1,356,543 |

※1 新設や直営からの移行、制度的な変更により比較不能なものを除く 36 施設の合計額の比較（現行完全利用料金制の施設を含む。）

※2 指定管理者制度導入により利用料金制を採用した施設においては、委託料から料金収入を減じた額により比較している。

イ 利用料金収入の推移等

利用料金制については 34 施設が導入しており、そのうち委託料を併用しない完全利用料金制が 7 施設、委託料と併用する施設が 27 施設となっている。また、利用料金制を導入していない施設は 19 施設で、県営住宅（12 施設）が主である。

また、指定管理者制度導入前年度（使用料の場合を含む。）と平成 20 年度の利用料金収入を比較すると、表－4 のとおり、約 1 億円（6.3%）の増となっている。

なお、指定管理者によって様々な取組が新たに実施されており、その詳細は、表－14（P14）のとおりである。

表－4 利用料金収入の推移（決算額）

| 年 度 | 導入前年度 ① | 平成 20 年度 ② | ②－① |
|------------|-----------|------------|----------|
| 利用料金収入（千円） | 1,901,152 | 2,021,281 | +120,129 |

※1 利用料金制導入施設のうち新設や制度的な変更により比較不能なものを除く 24 施設の合計額の比較

※2 指定管理者制度導入により利用料金制を採用した施設においては、現行利用料金に相当する部分の使用料と比較している。

(4) 公募等の状況

指定期間の更新のあった公募施設 29 施設における更新（第 2 期）時の申請状況は、表－5 のとおりである。

5 施設（17.2%）で申請者数が増加する一方、19 施設（65.5%）で減少している。

また、更新に際して申請者数が 1 者であった施設は 14 施設（48.3%）となっている。

表－5 申請者数の状況

| 区 分 | 施設数 | 申請者数（平均） | | 更新に際して申請者数が | | | |
|----------|-----|----------|-----|-------------|----|----|-------|
| | | 導入時 | 更新時 | 増加 | 同数 | 減少 | 1 者のみ |
| H17 導入施設 | 14 | 2.9 | 2.6 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| H18 導入施設 | 6 | 3.3 | 1.0 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| H19 導入施設 | 9 | 3.4 | 2.2 | 1 | 0 | 8 | 3 |

※ 導入時に公募外であった 1 施設を除く。

3 施設の改修・修繕の状況

(1) 施設の改修計画

施設の大規模修繕（改修）計画の策定状況は、表－6 のとおりである。

計画を策定している施設は 22 施設（41.5%）であり、その計画期間は、3 年から 65 年までとなっている。

一方、計画を策定していない施設は、31 施設（58.5%）となっており、このうち、来年度までに策定予定のものや、移管が決まっているため、あるいは指定管理者が計画的に修繕業務を行うために策定していないとする施設が 18 施設あったが、必要に応じて対応するとした施設も 13 施設あった。

表－6 大規模修繕（改修）計画の策定状況

| 策定済 | | 22 施設 | | 未策定 | | 31 施設 | |
|--------|-------|-------|-------|--------------|-------|-------|--|
| （計画期間） | 3 年 | 8 | （理由等） | 策定予定 | H21 度 | 1 | |
| | 5～9 年 | 3 | | | H22 度 | 3 | |
| | 10 年 | 7 | | 移管決定済 | | 1 | |
| | 12 年 | 2 | | 県営住宅※・PFI 施設 | | 13 | |
| | 65 年 | 2 | | 必要に応じ対応 | | 13 | |

※ 県営住宅では、指定管理者の行う業務に計画的な施設修繕業務も含まれており、修繕計画も指定管理者が作成（計画の内容について、県が指示等）。

(2) 施設の修繕

修繕費用に係る責任分担については、大規模修繕は県、小規模修繕は指定管理者の負担を基本に、すべての施設で基本協定において定められており、金額で設定しているのは、表－7のとおり、38施設（法令の規定や過去の修繕実績、類似の施設における額等を参考に、年額10万円から1件2,500万円まで）、その他、国庫補助対象事業か否かなど金額以外で設定しているのは15施設となっている。

表－7 修繕費用の責任分担の設定額（38施設）

| 区分(円) | 10万 | 30万 | 50万 | 80万 | 100万 | 150万 | 200万 | 250万 | 2500万 |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-------|
| 施設数 | 3 | 9 | 1 | 1 | 10 | 10 | 1 | 2 | 1 |

※ 区分欄の額以上又は超が県の負担、当該額未満又は以下が指定管理者の負担

また、平成18年度から20年度までの修繕経費の実績は、表－8のとおり、全体で約35億円となっている。このうち、責任分担が県であるものが約10億円（うち、施工を指定管理者へ別途委託したものが9施設において約2.1億円、協議により指定管理者の費用負担で実施されたものが7施設において約0.3億円）、責任分担が指定管理者であるものが約25億円となっている。

表－8 改修・修繕の実施状況（H18～H20）

| 基本協定上の責任分担区分 | 実際の費用負担者区分 | 実際の執行者区分 | 件数 ^{※1} (件) | 執行金額 (千円・%) | |
|--------------|------------|---------------------|-------------------------|----------------|--------|
| 県 | 県 | 県 | 143 | 753,909 | 21.6% |
| | | 指定管理者 ^{※2} | 149 | 206,233 | 5.9% |
| | 指定管理者 | 県 | 0 | 0 | 0.0% |
| | | 指定管理者 | 17 | 31,081 | 0.9% |
| 小計 | | | 309 | 991,223 | 28.4% |
| 指定管理者 | 指定管理者 | 指定管理者 | 11,845 | 2,498,595 | 71.6% |
| | | 県 | 0 | 0 | 0.0% |
| | 県 | 指定管理者 | 0 | 0 | 0.0% |
| | | 県 | 0 | 0 | 0.0% |
| 小計 | | | 11,845 | 2,498,595 | 71.6% |
| 合計 | | | 12,154 | 3,489,818 | 100.0% |

※1 件数については、平成20年度実績分のみのもなどがある。

※2 責任分担が県である改修・修繕を指定管理者へ別途委託したもの

4 指定管理者の経営努力に対するインセンティブ等の状況

(1) 利用料金

利用料金は、条例により、基準額の上下3割の範囲内で、県の承認を経て指定管理者が定めることと定められている。

指定管理者において、閑散期の割引料金の設定等のために条例による利用料金の範囲の拡大を求めている施設が、11施設（利用料金制導入施設の32.4%）ある。

このうち、既に利用料金の一部が条例による下限の額に達している施設が4施設、承認申請があったが条例の額の範囲を超える部分を承認しなかった施設が2施設ある。

その他利用料金に関しては、承認手続の迅速化やキャンセル料に係る規定の整備等を求めている施設もあり、これら利用料金に係る指定管理者の意見は、表-9のとおりである。

表-9 利用料金に係る指定管理者の意見

| 区 分 | 施設数 | 主 な 内 容 等 |
|----------------|-----|---|
| 条例の範囲を超える料金の設定 | 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状以上に値下げできないため、利用料金の設定範囲を緩和、あるいは下限を廃止して欲しい。 ・現状の料金設定では、基準額の上下30%以内と定められているため下限限度30%で設定しても他の市内の類似施設よりも高額であり、利用促進にはならない。 ・施設利用がない日の割引等について、アイデアがあっても条例との整合性がとれず、実施できない場合がある。 ・団体利用の減免対象とならない場合でも、類似の場合には減免後並みの金額が設定できるよう利用料金の下限を撤廃して欲しい。 ・条例の制約があるため、柔軟な料金設定ができない。 |
| 承認手続の簡素・迅速化 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の知事承認の手続に時間がかかり、利用者サービスに支障が出る。 ・条例内の執行であれば、指定管理者の裁量で金額・期間等を自由に設定できる仕組みが欲しい。 |
| 料金体系の見直し | 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備が異なるにもかかわらず料金体系に差がないため、より細分化した料金設定を行いたい。 ・パック料金を設定したい。 ・月間利用券、法人会員券のような柔軟な料金設定ができるようにして欲しい。 |
| キャンセル料 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の徴収期限が利用開始日の1月前となっていることから、利用料金を支払わないまま、利用開始日の3月前頃にキャンセルする団体が多い。利用開始日まで期間が短いと、その後の予約が取れず、その結果、空室となることがある。 ・納入期限に関する規程及び返金に関する規程を新設して欲しい。 |
| 利用料の減免 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後高齢者の入園者構成比が上がるが、高齢者減免により入園努力が収入に繋がらない。 ・完全利用料金制の事業において、条例による利用料金の減免分を指定管理者がすべて負うのは不合理である。 ・現行条例の規定では詳細が不明なため、内容や取扱いについて問い合わせをしている状況であり、減免規定を見直し、分かりやすくして欲しい。 |

| 区 分 | 施設数 | 主 な 内 容 等 |
|-----|-----|--|
| その他 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部県が直営で企画・収入する事業があり，利用料金制の対象外のため，施設全体を管理する指定管理者による利用者サービスに制約がある。 ・年度途中の解約による利用料金の月割返金などの対応策を検討する必要がある。 |

※ 利用料金制を採用する 34 施設が対象

(2) 委託料の精算・剰余金の追加納付

収支差額が黒字となった場合に，多くの施設ではその額はそのまま指定管理者の収益となり，指定管理者の経営努力に対するインセンティブの一つになっている。

一方で，協定に基づき，黒字額について委託料を減額する施設（3 施設）や利用料金の増収により協定で定められた県への納付額を超える剰余金が生じた場合にその一部を県に追加納付させる施設（2 施設）もある（指定管理者から納付の提案がある場合を除く。）。

これらの施設における委託料等の取扱いの具体は，表-10 のとおりである。

表-10-1 委託料を精算する施設の取扱い（指定管理者の提案の場合を除く）

| 施設名 | 取扱いの内容 | 摘 要 |
|----------------------|--|---------------|
| 広島県立点字図書館 | 管理運営費用の額を管理運営業務の実施に要した経費と管理費用負担額の上限額のいずれか低い額としており，精算残金がある場合は県へ返還 | 利用料金制を導入していない |
| 広島県健康福祉センター | 収支差額により剰余金が発生した場合は，翌年度の修繕等に充当。最終年度は県へ返還 | |
| 広島県緑化センター・広島県立緑化植物公園 | 収支差額により剰余金が発生した場合は，県へすべて返還 | 利用料金制を導入していない |

※ 平成 20 年度において，委託料が支払われている施設は 46 施設

表-10-2 納付金を追加納付する施設（指定管理者の提案の場合を除く）

| 施設名 | 取扱いの内容 | 摘 要 |
|-------------|--|--------------|
| 広島県立文化芸術ホール | 収支差額の 1/2 が予め定めた納付設定額（指定管理者の提案額）を超える場合には，その差額を納付設定額に加算した額を県に納付 | 施設修繕経費等に充当予定 |
| 広島観音マリーナ | 施設整備資本費として納付額を定め，この納付設定額を超える収支差額が発生した場合には，その差額の 1/2 に相当する額を県に追加納付（期間内で納付設定額を完納した場合は原則，納付を要しない。）。 | 起債の償還に充当 |

※ 平成 20 年度において，利用料金制の施設は 34 施設（うち県へ納付する施設は 5 施設）

5 指定管理者の交替に伴う事務の引継の状況

指定管理者が交替した5施設における事務引継の状況は、表-11のとおりである。

いずれの施設においても、新旧の指定管理者と施設所管局（課）との三者とが共同して引継を実施しているが、4施設で課題等があったとしている。

また、公募施設33施設における引継の方法を見ると、県が関与するものが19施設（57.6%）、前指定管理者が直接新指定管理者に引継するものが14施設（42.4%）となっている。

なお、事務処理要綱には、事務の引継に係る具体的な規定は設けられていない。

表-11 指定管理者の交替のあった5施設の事務引継の状況

| 区分 | 引継方法 | 引継期間 | 引継に当たった課題等 |
|----|------------------|-------|---|
| 1 | 前・新指定管理者と所管課との三者 | 101日間 | 前指定管理者による前年度の精算事務に遅延などの支障が生じた。（施設所管局） |
| 2 | 前・新指定管理者と所管課との三者 | 64日間 | 前指定管理者が作成した書類が残っておらず、基礎的な数値の把握が困難であった。県が把握している基礎的な数値を示すなど引継に県が積極的に参画して欲しい。（指定管理者） |
| 3 | 前・新指定管理者と所管課との三者 | 64日間 | 前指定管理者に対して新指定管理者が引継内容の一覧を提出し、前指定管理者の都合に合わせて引継を行うため、漏れがあった場合、そのままになる。前指定管理者により引継書等を作成して欲しい。（指定管理者） |
| 4 | 前・新指定管理者と所管課との三者 | 77日間 | <ul style="list-style-type: none"> ・所管課が両指定管理者の間に入って調整することが多く、多大な時間と労力を要した。（施設所管局） ・意思疎通が円滑にいかないこともあるため、県の主導が重要。（指定管理者） |
| 5 | 前・新指定管理者と所管課との三者 | 53日間 | （特になし） |

6 評価制度の状況

指定管理者制度導入施設における施設の適正な管理運営の確保とサービス水準の維持向上を図るため、平成20年度からすべての施設において評価制度が導入されている。

当該制度は、県の評価及び指定管理者の自己評価により構成されており、その概要は次のとおりである。

| |
|--|
| ① 指定管理者の自己評価（モニタリング） |
| <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者は施設所管局と協議のもと、次年度の事業計画において目標（可能な限り数値化）を設定 アンケート調査などによる利用者等のニーズや満足度、意見等を把握し、業務に反映 年度終了後60日以内に、自己評価を行い、施設所管局へ報告 |
| ② 県の評価 |
| <ul style="list-style-type: none"> 施設所管局は、報告の徴収等に基づく施設運営状況の点検と①の結果を踏まえ、年度報告書受理後10日以内に、評価シートによる評価を行い、制度総括局（総務局総務管理部行政管理課）に提出 施設所管局は、指定管理者に評価の結果を伝達（必要に応じ業務改善指示等） 制度総括局は、施設所管局から提出された評価を総括し、指定管理者制度の効果等を検証し、制度を適切に見直し |

平成20年度分の評価結果は、表-12のとおりであり、この結果は、今年度からホームページ等を通じて公表されている。

表-12 施設所管局による評価の例

| 区 分 | 評 価 の 内 容（例） |
|----------------|--|
| 総合評価 | <ul style="list-style-type: none"> 経費削減に努め、安定した利用率を維持しており、概ね良好な管理運営である。 利用者ニーズの把握等により、利用率の向上を図る必要がある。 不適切な事務処理に対して県からは是正指示を行った。 |
| 効用の発揮 | <ul style="list-style-type: none"> 前年度と比べ、利用者数は○%増加しており、実績を上げた。 利用が十分ではなく、努力を要する。 |
| 事業計画の達成状況 | <ul style="list-style-type: none"> 概ね計画目標は達成された。 利用者数が減少しているため、〇〇の取組を進め、利用者数を増加させる必要がある。 |
| 利用者ニーズの把握と対応状況 | <ul style="list-style-type: none"> 意見箱の設置により利用者のニーズ把握を行い、業務に反映させており、概ね良好である。 見直し中のアンケートについては、速やかな実施に努め、業務改善に活かす必要がある。 |
| 施設維持管理等の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 業務仕様書に基づき適正に管理されている。 安全面や利用者に支障をきたすものを最優先に実施しており、適切に管理している。 施設の老朽が進んでいるため、計画的な修繕が必要である。 |
| 運営体制等の状況 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の配置、緊急時の連絡体制等は業務仕様書に基づき適切に運営されている。 臨時的な業務増に対して柔軟な人員配置により対応している。 夜間利用がない場合の開館時間短縮による経費節減など、合理的な管理運営が行われている。 |

※ 公表された資料を基にしている。施設別の詳細については、県のホームページに掲載されている。<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1246525356782/index.html>

これらの評価については、すべて県職員によって行われているが、一部の施設所管局においては、修繕や施設運営について専門的知識に乏しく、担当者によって評価が分かれるなどの意見があった。

また、国（総務省）においては、指定管理者の評価に関する留意事項として、「モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか」を掲げている（「指定管理者制度の運用上の留意事項（H20.6.6 自治行政局行政課）」）。

なお、指定管理者の自己評価について、第三者を参画させている例が1施設ある。

7 効果・課題等

指定管理者制度の導入効果や管理運営上の課題については、表-13 のとおりである。

施設所管局においては、指定管理者制度の主な導入効果として、経費の縮減、利用者ニーズの反映、サービスの向上が、また、主な課題として、修繕への迅速な対応方法の確立や、利用者数や利用料金収入が目標を下回ったことが掲げられている。

一方、指定管理者においては、修繕経費の確保等の施設の修繕に関係する事項、サービスのさらなる向上、利用者数や利用料金収入が目標を下回ったことが主な課題として掲げられている。

表-13 指定管理者制度の導入による効果・課題（施設数）

| 区 分 | 施設所管局 | | 指定管理者 |
|--------------|-------|-----|-------|
| | 効 果 | 課 題 | 課 題 |
| サービスの向上 | 36 | 0 | 22 |
| 利用者数等 | 25 | 8 | 21 |
| 民間ノウハウの活用 | 23 | 0 | 10 |
| 利便性の向上 | 27 | 0 | 16 |
| 利用者ニーズの反映 | 39 | 0 | 17 |
| 利用料金の額の見直し | 10 | 6 | 18 |
| 事業の開拓・廃止 | 22 | 1 | 10 |
| 弾力的な施設運営 | 22 | 1 | 12 |
| 利用料金収入 | 18 | 6 | 17 |
| 経費の縮減 | 43 | 2 | 20 |
| 選定基準・手続の公表時期 | 0 | 0 | 8 |
| 募集期間 | 0 | 0 | 3 |
| 施設の修繕関係 | 0 | 8 | 24 |
| 指定管理者の執行体制 | 31 | 1 | 11 |
| その他 | 18 | 16 | 14 |

※ 指定管理者制度による導入効果については、施設所管局に対して行った調査の結果

また、指定管理者は、県に対して、施設・設備等に係る対応（県による修繕の適時の実施や修繕費に係る委託料の増額等）、指定管理者による弾力的な対応の拡大（利用料金の範囲の拡大や申請手続の簡素化等）、事業計画を上回る実績を挙げた場合の次期選定での優位な取扱いなどを求めており、その詳細については、「第4 参考 2 指定管理者への関係人調査結果」の表-16（P16）以下を参照されたい。

第4 参考

1 監査の実施方法

監査は、次の方法によって実施した。

(1) 書面調査

ア 一次調査の実施

各施設所管局の幹事課等に対し、所管する指定管理者により管理させている施設について、利用料金の改定、管理費用の取扱い、施設の改修計画・修繕、県による評価制度の運用、指定管理者の交替に伴う事務引継（以下「事務引継」という。）等の状況、効果と課題等を調査した。

イ 二次調査の実施

施設を管理する指定管理者に対し、利用料金に係る検討事項、施設修繕への対応、自己評価の運用状況、事務引継など管理業務上の課題等を関係人調査として調査した。

ウ 三次調査の実施

制度総括局に対し、施設の大規模修繕（改修）のあり方、責任分担に基づく修繕の適正な執行確保に係る指導監督、指定管理者に対する評価結果の活用等、指定管理者の経営努力に対するインセンティブの手法、事務引継のあり方についての考え方等を調査した。

(2) 監査委員による監査

一次調査の結果を踏まえ、各施設所管局から、指定管理者に大規模修繕（改修）を委託する場合の考え方、指定管理者の経営努力に対するインセンティブや指定管理者に対する評価の活用についての考え方等を聴取することにより監査を行った。

2 指定管理者への関係人調査結果

指定管理者による新たな取組状況や指定期間等については、次表のとおりである。

表-14 指定管理者による新たな取組状況

| 区 分 | 取 組 事 例 |
|-----------|--|
| 利便性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子，いす付きテーブルの設置 ・利用時間の延長，休館日の廃止 ・無料送迎の実施 ・インターネット予約の導入 ・利用申込書への押印省略 ・レンタサイクルの導入 ・利用料金の銀行振込，クレジットカードへの対応 ・荷物搬入口の照明，コンセントの増設 ・駐車場出口の増設 ・AEDの設置 ・施設・設備の修繕・更新 |
| サービスの向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合案内（コンシェルジュ），専任スタッフの設置 ・情報掲示板・案内板の設置 ・チケット販売の開始 ・グラウンドの芝生化 |
| 利用者ニーズの把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートの実施 ・利用者との情報交換会の開催 |
| 事業の新規開拓 | <ul style="list-style-type: none"> ・閑散期のイベント等の開設 ・他施設とのタイアップイベントの実施 |
| 弾力的な料金設定 | <ul style="list-style-type: none"> ・割引チケットの販売 ・長時間利用者の駐車場料金の値下げ ・パック料金・セット料金の設定 ・回数券の導入 ・周辺施設の割引サービスの導入 |
| 広報活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの開設・更新 ・グループ会社を活用した広報活動 ・専門誌での広報 ・メールマガジンの配信 ・サポータークラブの組織化 |
| 事務の簡素化 | <ul style="list-style-type: none"> ・受付窓口の一元化 ・業務別マニュアルの整備 |
| 収益の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・コピー・FAXサービス ・食材セット，手ぶらキャンプの商品化 ・プロスポーツ大会の誘致，ロングラン公演の開催 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の非常勤化 ・接遇研修の実施 |

表-15 指定期間

| 区分 | 施設数 | 主な理由等 |
|-----|-----|---|
| 5年 | 37 | <ul style="list-style-type: none"> ・3年では実績結果が反映されにくい。 ・3年では業務開始後すぐに次期申請準備を介することとなり、常に準備に追われる体制になる。 ・職員の身分保障のため。 ・委託業者との長期契約による経費の削減を図るため。 ・中期的な修繕計画が立てられるため。 |
| 10年 | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期的事業計画の策定や社員の身分保障・教育を図るため。 ・職員に高い専門性が求められているため。 ・資格・経験を有する人材を確保するため。 ・設備の修理・修繕に対する予算確保等の取組や委託業者との長期契約による経費の削減を図るため。 |
| その他 | 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・福祉分野では、サービスの質の継続性や専門職の人材確保・育成等の観点から指定期間を設けること（有期限）になじみにくい。 ・現在のサービス水準を保つためには、ノウハウを持つ多数の従業員を雇用する必要があるが、短い指定期間では、人口密集地域でないため、良い従業員を集めることができない。 |

- ※1 現行の指定期間にかかわらず、何年の指定期間を適当とするかについて調査した結果である（PFI施設として20年間の指定期間とされている1施設を除く52施設が対象。）。
- ※2 事務処理要綱上、PFI事業により整備する施設を除き、指定期間は5年とされている。
- ※3 施設所管局の意見では、新規雇用が困難なことや業務の性質上成果が上がるまでの期間を考慮し10年が適当とする1施設を除くすべての施設において、5年が適当と回答している。

表-16 経営努力に対するインセンティブ

| 区 分 | 施設数 | 主 な 内 容 |
|-----------------|-----|---|
| 現行制度が適当 | 12 | 現行の主なインセンティブは、委託料を精算しないことなど剰余金を指定管理者の収益とすること。 |
| 次の項目を期待 | 41 | 注：複数記入のため、下記の計と一致しない。 |
| 剰余金の取扱い | 17 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営努力の結果生じた収支差額は、経営環境の整備等のために指定管理者が活用できることを保障されないと経営に対するインセンティブが働きにくい。 ・当該年度に剰余金が発生した場合、指定管理期間内において、翌年度へ繰越しが可能となれば、より計画的運営が図れるものとする。 ・指定管理が継続した場合、収支差額を次期に繰り越せるようにして欲しい。 |
| 次期選定での有利な取扱い | 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の業績を上げた場合、次期指定管理選定において有利な評価が行われるようにして欲しい。 ・前指定管理者への評価が標準以上であれば、次期指定に関して有利なポイント制度等によりインセンティブを与えて欲しい。 |
| 目標値による委託料の調整 | 6 | 実績が目標値を下回ると委託料を減額されるが、上回った場合の増額は無い。この場合に委託料を増額して欲しい。 |
| 管理費用の増額・積算方法の改定 | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・非収益施設の委託料を増額して欲しい。 ・適正な管理水準の維持に必要な経費及び業務実施により通常得られる適正な利益を見込んだ委託料として欲しい。 ・前指定期間の実績額を管理費用基準額の基礎としているが、このような委託料の設定をされると経営努力を行う意欲を削がれてしまう。 ・施設所管局により委託料に差があるので、広島県として統一した委託料の算出が必要。 |
| その他 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の関与を縮小して欲しい。 ・リスク分担を明確・詳細にした上で、施設・設備の改修計画を策定し、計画的に改修・改善を行って欲しい。 ・その他非常勤職員の常勤職員化、資格が取れる体制づくりの充実、講習会等での情報収集機会の拡充 など |

表-17 責任・リスク分担区分

| 区 分 | 施設数 | 主 な 理 由 等 |
|---|-----|---|
| 現行の分担で適当 | 21 | |
| 次の負担リスクに懸念 | 32 | 注：複数記入のため、下記の計と一致しない。 |
| 修繕費リスク (小規模修繕) | 16 | <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な事故・故障が発生し大規模な修繕が必要となった場合、即応できる県の予算枠が充分確保されていない。 ・修繕費のリスクを指定管理者から切り離し、維持管理担当企業に定額支払いで変動リスクを負わせる方法について、検討の余地がある。 ・修繕の全体計画が示されていないため、計画的な修繕・更新の予算化が困難である。 ・施設の老朽化が進み、事故リスクが高まっている状況で、一義的な責任を指定管理者が負うこととされるのは負担が重い。 |
| 施設等損傷リスク (事故・火災・劣化によるもの) | 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・県が火災保険に加入しているものの、附属設備や利用者の過失の場合などの対象範囲の詳細について不明確である。 ・高額な施設等の場合、迅速な対応ができない。 |
| 維持管理コストリスク (物価・金利の変動等に伴う維持管理コストの増大・減少) | 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・物価変動の大きい経費（光熱水費等）が全て指定管理者の負担であることから、大幅な物価上昇が長期にわたり継続した場合、事業継続に影響が出る可能性がある。 ・募集時にはなかった事務処理業務の増加によるコスト増（主に人件費） |
| 不可抗力リスク (地震等による応急措置や休館等) | 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の復旧（本復旧）と応急措置の区分が不明確である。 ・休業補償がなく、休業が長期に及んだ場合、事業継続に影響が出る可能性がある。 |
| 制度関連リスク (法制度の新設や法人税の変更など) | 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費税、所得税などの税率が変わった時の補填の有無が不明。 ・減免相当額の補填がなく、コスト負担のみが発生する。 |
| その他 | 8 | 感染症の発生により県から休業要請があった場合の損失補償等が不明確、更新時期が曖昧な消耗品等の更新回数等が不明確 など |

※1 協定により指定管理者の責任分担とされている事項についての回答である。なお、8 施設を除き、業務執行体制については十分に確保されていると回答している。

※2 3 施設を除き、定例・随時の報告や定期の連絡会等により施設所管局と十分に連携できていると回答している。

表-18 評価制度

| 区 分 | 施設数 | 主 な 内 容 等 |
|------------|-----|--|
| 現行制度で適当 | 35 | |
| 現行制度に懸念がある | 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価結果が次期指定に反映されない又は次期指定に際してハードルが高くなる。(9施設) ・単年度の評価より、指定期間全体で評価させて欲しい。(7施設) ・評価が困難な項目がある(天候に左右される事業計画等、技術開発、有料興業・不定期な大会の有無による収益予想等)(4施設) ・利益の増加に係る評価基準がない。(1施設) (注) 複数回答のため、計は一致しない。 |

表-19 管理業務の適正な執行に係る取組事例

| 主 な 取 組 事 例 |
|---|
| 業務のマニュアル化、内部研修の実施、内部統制システムの整備、複数者による点検、本社監査担当部署等による点検、県主催等外部研修への参加、定期的な点検の実施、ヒヤリハット事例の蓄積・共有、「安全の日」の制定、報告の徹底、朝礼の実施など |

表-20 県に対する指定管理者の主な意見・要望等(一部再掲)

| 区 分 | 意 見 ・ 要 望 等 の 概 要 |
|---------------|--|
| 選 定 関 係 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理実績が良好な場合の公募外化 ・審査項目(「管理に伴う経費の縮減」)のウエイトの見直し ・管理費用基準額の詳細な内訳の提示及び積算根拠の説明 ・選定結果の得点の詳細や落選理由の公表 ・募集時の質問期間の延長 ・募集から決定までの期間の短縮 ・実績を反映できるように選定期間の後倒し など |
| 料 金 関 係 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の範囲の拡大 ・キャンセル料の設定・拡充 ・使用料収納方法の拡充(コンビニ収納) など |
| 管 理 費 用 関 係 | <ul style="list-style-type: none"> ・人件費の増額(非常勤職員の常勤化に係るものを含む。) ・修繕経費の増額 ・物価の高騰等を反映するなどの管理費用基準額の見直し ・光熱水費等変動リスクを伴う経費の委託料からの分離 ・収支が赤字となった場合の納付額の取扱い など |
| 施 設 ・ 設 備 関 係 | <ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定と確実な実施 ・大規模修繕の早期実施 など |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例等制約の縮小(開園日・時間等申請事項、施設の新設など) ・数値化によるモニタリングの見直し ・管理費用提案額の非公表化 ・リスク分担に応じて迅速に対応できる体制の構築 ・意思決定の迅速化 ・県主催研修の拡充 ・県に提出する報告書・資料等の軽減 ・周辺施設との連携に係る県による調整 ・不法係留艇対策の徹底 など |

※ 選定期等により状況が異なる場合がある。

3 調査の対象とした指定管理者が管理する公の施設の概要（平成21年4月1日現在）

【総務局】

| | | | |
|------------|--|---------------------------|----------|
| 施設名 | 広島県立広島国際協力センター | 設置年月日 | 平成9年4月1日 |
| 所在地 | 東広島市鏡山三丁目3-1 | 施設種別 | 文教施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際人材の養成，県民の国際化を目的とする研修の実施 ・国際協力活動の普及啓発 ・国際人材の養成，県民の国際化及び国際協力のための施設供与 ・国際人材の養成等に係る情報の収集及び提供 ・施設等の利用許可，維持・修繕，利用料金の収受等 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18.4.1～H21.3.31 | H21.4.1～H26.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人ひろしま国際センター (県出資法人) | 財団法人ひろしま国際センター (県出資法人) | |
| 申請者数 | (公募外) | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成17年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 研修受講者数 940人 | 研修受講者数 816人 | |
| 委託料 | 193,333千円 | 171,286千円 | |
| 利用料金収入 | 25,830千円 | 18,014千円 | |
| 施設所管課 | 総務局秘書広報部国際課 | | |

注1 各施設所管課からの回答や「平成20年度指定管理者制度導入施設の管理運営状況について」（詳細は、県ホームページに掲載）等により記載している。以下同じ。

2 「施設種別」欄は、総務省調査における施設内容の区分によっている。以下同じ。

3 「委託料」欄及び「利用料金収入」欄は、それぞれの年度の決算額である。以下同じ。

4 指定管理者制度導入に伴い利用料金制を採用した施設における導入前の委託料については、委託料から使用料収入を減額した額によっている。また、導入前の利用料金収入について、使用料収入を記載している。以下同じ。

【環境県民局】

| | | | |
|------------|--|-----------------------|------------|
| 施設名 | 広島県民文化センター | 設置年月日 | 昭和60年3月26日 |
| 所在地 | 広島市中区大手町一丁目5-3 | 施設種別 | 文教施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動，展示会等のためにホール，展示室その他の施設及び付属設備を県民の利用に供すること ・施設の利用許可 ・施設の維持及び修繕 ・利用料金の収受 ・その他センターの管理運営 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人県民センター (県出資法人) | 財団法人県民センター (県出資法人) | |
| 申請者数 | (公募外) | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | ホール利用率 71.4% | ホール利用率 71.1% | |
| 委託料 | 81,726千円 | 73,740千円 | |
| 利用料金収入 | 77,085千円 | 81,313千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局総務管理部文化芸術課 | | |

| | | | |
|------------|--|-----------------------|----------|
| 施設名 | 広島県民文化センターふくやま | 設置年月日 | 平成3年7月6日 |
| 所在地 | 福山市東桜町1-21 | 施設種別 | 文教施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化活動，展示会等のためにホール，展示室その他の施設及び付属設備を県民の利用に供すること ・施設の利用許可 ・施設の維持及び修繕 ・利用料金の収受 ・その他センターの管理運営 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人県民センター (県出資法人) | 財団法人県民センター (県出資法人) | |
| 申請者数 | 2者 | 3者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | ホール利用率 57.4% | ホール利用率 54.5% | |
| 委託料 | 76,772千円 | 56,566千円 | |
| 利用料金収入 | 31,233千円 | 30,254千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局総務管理部文化芸術課 | | |

| | | | |
|------------|--|------------------------|------------|
| 施設名 | 広島県立文化芸術ホール | 設置年月日 | 平成19年3月15日 |
| 所在地 | 広島市中区白島北町19-1 | 施設種別 | 文教施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術を鑑賞する機会の提供のため、また、文化芸術活動等のために、ホール、リハーサル室その他の施設及び附属設備を県民等の利用に供すること ・施設の利用許可 ・施設の維持及び修繕 ・利用料金の収受 ・その他センターの管理運営 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人ゆうちょ財団 (その他団体) | 共立・合人社共同事業体 (その他団体) | |
| 申請者数 | (公募外) | 3者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 完全利用料金制 | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 入場者数 293,693人 | 入場者数 278,623人 | |
| 委託料 | — | (県への納付金 2,155千円) | |
| 利用料金収入 | 161,041千円 | 180,521千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局総務管理部文化芸術課 | | |

※ 導入前の平成18年度実績については、日本郵政公社が取りまとめた数値を記載

| | | | |
|------------|--|---|------------------------|
| 施設名 | 広島県立美術館 ^{※1} 広島県縮景園 ^{※1} | 設置年月日 | 昭和43年4月1日 昭和15年4月1日 |
| 所在地 | 広島市中区上幟町2-22 同 2-11 | 施設種別 | 文教施設 |
| 業務内容 | <p>[美術館]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術館の施設を美術品等の展示並びに美術品等に関する専門的及び技術的な調査研究を行うため、県民の利用に供すること ・施設の利用許可 ・施設の維持及び修繕 ・利用料金・入館料の収受 ・その他施設の管理運営 | <p>[縮景園]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名勝庭園の管理保存すること ・園内施設等を県民の利用に供すること ・施設の利用許可 ・施設の維持及び修繕 ・利用料金の収受 | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H20.4.1～H23.3.31 | | |
| 指定管理者 | 株式会社イズミテクノ (その他団体) | | |
| 申請者数 | 2者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成19年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 美術館常設展入場者数 90,527人 縮景園入場者数 167,197人 | 美術館常設展入場者数 92,879人 縮景園入場者数 185,373人 | |
| 委託料 | 175,540千円 ^{※2} | 248,000千円 | |
| 利用料金収入 | 66,634千円 | 70,398千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局総務管理部文化芸術課 | | |

※1 2施設を一体的に管理している(当該監査結果報告においては、2施設として計上)。

※2 指定管理者制度導入前は直営であり、比較が困難なため、表-3(P5)の集計から除外。

| | | | |
|------------|--|---------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県立県民の森 | 設置年月日 | 昭和46年7月10日 |
| 所在地 | 庄原市西城町油木156-14 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び維持管理等に関すること 施設等の利用許可事務に関すること 利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 株式会社比婆の森 (その他団体) | 株式会社比婆の森 (その他団体) | |
| 申請者数 | 1者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 101,137人 | 利用者数 106,811人 | |
| 委託料 | 27,080千円 | 7,787千円 | |
| 利用料金収入 | 69,701千円 | 73,941千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

| | | | |
|------------|--|---------------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県立もみのき森林公園 | 設置年月日 | 昭和59年7月22日 |
| 所在地 | 廿日市市吉和1593-75 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び維持管理等に関すること 施設等の利用許可事務に関すること 利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人もみのき森林公園協会 (県出資法人) | 財団法人もみのき森林公園協会 (県出資法人) | |
| 申請者数 | 1者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 193,800人 | 利用者数 187,600人 | |
| 委託料 | 11,078千円 | 10,420千円 | |
| 利用料金収入 | 47,224千円 | 42,809千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

| | | | |
|------------|---|-----------------------|------------------|
| 施設名 | 広島県立県民の浜 | 設置年月日 | 昭和 61 年 7 月 13 日 |
| 所在地 | 呉市蒲刈町大浦地内 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営及び維持管理等に関すること ・施設等の利用許可事務に関すること ・利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17. 3. 20～H20. 3. 31 | H20. 4. 1～H23. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 株式会社県民の浜蒲刈 (その他団体) | 株式会社県民の浜蒲刈 (その他団体) | |
| 申請者数 | 3 者 | 4 者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制 (委託料と併用) | 完全利用料金制 | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 16 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 84,398 人 | 利用者数 69,451 人 | |
| 委託料 | 1,704 千円 | (県への納付金 1,600 千円) | |
| 利用料金収入 | 41,183 千円 | 47,746 千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

| | | | |
|------------|---|--------------------------|--|
| 施設名 | 野呂山公園施設 | 設置年月日 | 昭和 43 年 (オートキャンプ場 平成 12 年 7 月 8 日) |
| 所在地 | 呉市川尻町板休 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営及び維持管理等に関すること ・施設等の利用許可事務に関すること ・利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18. 4. 1～H21. 3. 31 | H21. 4. 1～H26. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 財団法人野呂山観光開発公社 (その他団体) | 財団法人野呂山観光開発公社 (その他団体) | |
| 申請者数 | 2 者 | 1 者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制 (委託料と併用) | 利用料金制 (委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 17 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 2,624 人 | 利用者数 3,271 人 | |
| 委託料 | 4,312 千円 | 3,948 千円 | |
| 利用料金収入 | 1,351 千円 | 1,569 千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

| | | | |
|------------|--|----------------------|--|
| 施設名 | 帝釈公園施設 | 設置年月日 | 昭和51年 (ケビン平成3年4月24日, 多目的ホール平成4年4月23日) |
| 所在地 | 庄原市東城町三坂962-1 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び維持管理等に関すること 施設等の利用許可事務に関すること 利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18.4.1~H21.3.31 | H21.4.1~H26.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人休暇村協会 (その他団体) | 財団法人休暇村協会 (その他団体) | |
| 申請者数 | 2者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成17年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 18,956人 | 利用者数 25,683人 | |
| 委託料 | 2,991千円 | 2,033千円 | |
| 利用料金収入 | 37,634千円 | 41,874千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

| | | | |
|------------|--|----------------------|-----------------|
| 施設名 | 牛小屋高原公園施設 | 設置年月日 | 平成13年7月20日 |
| 所在地 | 山県郡安芸太田町横川 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び維持管理等に関すること 施設等の利用許可事務に関すること 利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18.4.1~H21.3.31 | H21.4.1~H26.3.31 | |
| 指定管理者 | 三段峡観光株式会社 (その他団体) | 三段峡観光株式会社 (その他団体) | |
| 申請者数 | 4者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成17年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 1,533人 | 利用者数 1,927人 | |
| 委託料 | 10,676千円 | 9,400千円 | |
| 利用料金収入 | 1,260千円 | 1,660千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

| | | | |
|------------|--|-------------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県立中央森林公園（公園センター等地區） | 設置年月日 | 平成5年10月18日 |
| 所在地 | 三原市本郷町上北方1315 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び維持管理等に関すること 施設等の利用許可事務に関すること 利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18.4.1～H21.3.31 | H21.4.1～H26.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人中央森林公園協会 （県出資法人） | 財団法人中央森林公園協会 （県出資法人） | |
| 申請者数 | 5者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制（委託料と併用） | 利用料金制（委託料と併用） | |
| 管理運営概況 | 導入前（平成17年度） | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 219,500人 | 利用者数 255,400人 | |
| 委託料 | 70,014千円 | 42,500千円 | |
| 利用料金収入 | 29,587千円 | 43,356千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

| | | | |
|------------|--|--|-----------------|
| 施設名 | 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区） | 設置年月日 | 平成14年4月15日 |
| 所在地 | 三原市本郷町上北方1361 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び維持管理等に関すること 施設等の利用許可事務に関すること 利用料金の収受及び減免事務等に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18.4.1～H21.3.31 | H21.4.1～H26.3.31 | |
| 指定管理者 | 広島エアポートビレッジ開発・ 広島エアポートホテル共同企業体 （県出資法人） | 広島エアポートビレッジ開発・ 広島エアポートホテル共同企業体 （県出資法人） | |
| 申請者数 | 3者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制（委託料と併用） | 利用料金制（委託料と併用） | |
| 管理運営概況 | 導入前（平成17年度） | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 48,724人 | 利用者数 40,596人 | |
| 委託料 | 46,627千円 | 34,972千円 | |
| 利用料金収入 | 80,911千円 | 68,386千円 | |
| 施設所管課 | 環境県民局環境部自然環境課 | | |

※ 広島県立中央森林公園については、1施設を2地区に分けて別に管理している（当該監査結果報告においては、それぞれの地区を1施設とし、計2施設として計上）。

【健康福祉局】

| | | | |
|------------|--|--------------------------------|------------|
| 施設名 | 広島県立点字図書館 | 設置年月日 | 昭和37年4月20日 |
| 所在地 | 広島市東区戸坂千足二丁目1-5 | 施設種別 | 社会福祉施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 点字刊行物、視覚障害者用録音物の貸出及び閲覧等 点訳・朗読奉仕員等の養成指導 図書への奨励及び相談 関係行政機関及び関係団体との連絡調整 その他視覚障害者への情報提供等 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1~H20.3.31 | H20.4.1~H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会 (その他団体) | 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会 (その他団体) | |
| 申請者数 | 2者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 貸出図書数 43,095タイトル | 貸出図書数 48,692タイトル | |
| 委託料 | 30,891千円 | 29,030千円 | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 健康福祉局社会福祉部障害者支援課 | | |

| | | | |
|------------|--|----------------------------|----------|
| 施設名 | 広島県健康福祉センター | 設置年月日 | 平成4年8月1日 |
| 所在地 | 広島市南区皆実町一丁目6-29 | 施設種別 | 社会福祉施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 広島県健康福祉センター管理・運營業務 明るい長寿社会づくり推進事業 介護予防研修相談センター事業 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1~H20.3.31 | H20.4.1~H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人広島県健康福祉センター (県出資法人) | 財団法人広島県健康福祉センター (県出資法人) | |
| 申請者数 | 2者 | 2者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 87,019人 | 利用者数 85,695人 | |
| 委託料 | 180,360千円 | 119,401千円 | |
| 利用料金収入 | 10,043千円 | 11,153千円 | |
| 施設所管課 | 健康福祉局社会福祉部高齢者支援課 | | |

| | | | |
|------------|--|-------------------------------|---|
| 施設名 | 広島県立障害者リハビリテーションセンター※ ¹ (医療センター, 肢体不自由児施設若草園, 重症心身障害児施設若草療育園, 障害者支援施設あけぼの, スポーツ交流センターおりづる) | 設置年月日 | (昭和 53 年 4 月 1 日, 昭和 28 年 4 月 1 日, 平成 4 年 5 月 1 日, 昭和 43 年 4 月 1 日, 平成 8 年 4 月 1 日) |
| 所在地 | 東広島市西条町田口 2 9 5 - 3 | 施設種別 | 社会福祉施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療センター, 肢体不自由児施設若草園, 重症心身障害児施設若草療育園, 障害者支援施設あけぼの, スポーツ交流センターの運営に関する業務 ・リハビリテーションセンターの施設等の利用許可に関する業務 ・リハビリテーションセンターの備品購入及び施設等の維持・修繕に関する業務 ・リハビリテーションセンターの利用に係る料金收受及び手数料徴収に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18. 4. 1~H23. 3. 31 | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人広島県福祉事業団 (県出資法人) | | |
| 申請者数 | (公募外) | | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制 (委託料と併用) | | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 17 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 利用者数※ ² 185, 237 人 | 利用者数※ ² 185, 382 人 | |
| 委託料 | 909, 641 千円※ ³ | 298, 677 千円※ ³ | |
| 利用料金収入 | 2, 527, 665 千円※ ³ | 2, 765, 893 千円※ ³ | |
| 施設所管課 | 健康福祉局社会福祉部障害者支援課 | | |

※¹ 5施設を一体的に管理している (当該監査結果報告においては, 5施設として計上)。

※² 利用者数は, 医療センター (外来・入院) 及びスポーツ交流センターの利用者数

※³ 平成18年10月の措置費制度から給付費制度への制度変更に伴い, 従前委託料とされていた措置費に相当する額を利用料金に計上替えしており, 比較が困難なため, 表-3 (P5) 及び表-4 (P5) の集計から除外している。以下広島県立障害者療育支援センターまで同じ。

| | | | |
|------------|--|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 施設名 | 広島県立福山若草園（肢体不自由児施設福山若草育成園，重症心身障害児施設福山若草療育園） | 設置年月日 | （昭和 37 年 6 月 1 日，昭和 59 年 4 月 1 日） |
| 所在地 | 福山市津之郷町津之郷 2 0 0 4 | 施設種別 | 社会福祉施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児施設福山若草育成園，重症心身障害児施設福山若草療育園の運営に関する業務 ・福山若草園の施設等の利用許可に関する業務 ・福山若草園の備品購入及び施設等の維持・修繕に関する業務 ・福山若草園の利用に係る料金収受及び手数料徴収に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18. 4. 1～H23. 3. 31 | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人広島県福祉事業団 （県出資法人） | | |
| 申請者数 | （公募外） | | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制（委託料と併用） | | |
| 管理運営概況 | 導入前（平成 17 年度） | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 福山若草育成園通所児数 15 人 福山若草療育園入所児数 44 人 | 福山若草育成園通所児数 22 人 福山若草療育園入所児数 44 人 | |
| 委託料 | 316, 495 千円 | 24, 543 千円 | |
| 利用料金収入 | 329, 380 千円 | 474, 132 千円 | |
| 施設所管課 | 健康福祉局社会福祉部障害者支援課 | | |

※ 2施設を一体的に管理している（当該監査結果報告においては，2施設として計上）。

| | | | |
|------------|---|----------------------------------|-----------------------------------|
| 施設名 | 広島県立障害者療育支援センター（障害者支援施設松陽寮，重症心身障害児施設わかば療育園） | 設置年月日 | （昭和 56 年 9 月 1 日，昭和 58 年 4 月 1 日） |
| 所在地 | 東広島市八本松町米満 1 9 8 - 1 | 施設種別 | 社会福祉施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設松陽寮，重症心身障害児施設わかば療育園の運営に関する業務 ・療育支援センターの施設等の利用許可に関する業務 ・療育支援センターの備品購入及び施設等の維持・修繕に関する業務 ・療育支援センターの利用に係る料金収受及び手数料徴収に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18. 4. 1～H23. 3. 31 | | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人広島県福祉事業団 （県出資法人） | | |
| 申請者数 | （公募外） | | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制（委託料と併用） | | |
| 管理運営概況 | 導入前（平成 17 年度） | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 松陽寮入所者数 160 人 わかば療育園入所児数 40 人 | 松陽寮入所者数 154 人 わかば療育園入所児数 40 人 | |
| 委託料 | 706, 799 千円 | 80, 603 千円 | |
| 利用料金収入 | 847, 632 千円 | 1, 103, 579 千円 | |
| 施設所管課 | 健康福祉局社会福祉部障害者支援課 | | |

※ 2施設を一体的に管理している（当該監査結果報告においては，2施設として計上）。

| | | | |
|------------|---|----------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県立大野寮 | 設置年月日 | 昭和 39 年 5 月 1 日 |
| 所在地 | 廿日市市大野 2 6 4 5 | 施設種別 | 社会福祉施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者授産施設大野寮の運営に関する業務 ・大野寮の施設等の維持・修繕に関する業務 ・大野寮の利用に係る料金の収受に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18. 9. 1～H20. 3. 31 | H20. 4. 1～H23. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 社会福祉法人三篠会 (その他団体) | 社会福祉法人三篠会 (その他団体) | |
| 申請者数 | 1 者 | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | 完全利用料金制 | 完全利用料金制 | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 17 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 入所 50 人, 通所 20 人 | 入所 50 人, 通所 19 人 | |
| 委託料 | 210, 064 千円 | — | |
| 利用料金収入 | 182, 990 千円 | 176, 593 千円 | |
| 施設所管課 | 健康福祉局社会福祉部障害者支援課 | | |

【商工労働局】

| | | | |
|------------|--|---------------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県立産業技術交流センター | 設置年月日 | 昭和 63 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 広島市中区千田町三丁目 7-47 | 施設種別 | 産業振興施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界, 学界, 官界相互間, 異業種間等の交流, 産業情報及び技術情報の収集提供並びに中小企業の各種指導支援を行う公共的団体の事務室として施設を利用に供すること ・ 講習会, 研修会, 展示会等のために研修室等の施設を商工業者及び産業関係諸団体等の利用に供すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17. 4. 1~H20. 3. 31 | H20. 4. 1~H23. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 財団法人ひろしま産業振興機構 (県出資法人) | 財団法人ひろしま産業振興機構 (県出資法人) | |
| 申請者数 | 3 者 | 3 者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制 (委託料と併用) | 利用料金制 (委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 16 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 利用件数 1, 195 件 | 利用件数 1, 325 件 | |
| 委託料 | 93, 580 千円 | 71, 600 千円 | |
| 利用料金収入 | 54, 818 千円 | 53, 460 千円 | |
| 施設所管課 | 商工労働局産業振興部産業技術課 | | |

| | | | |
|------------|---|-----------------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県産業科学技術研究所 | 設置年月日 | 平成 10 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 東広島市鏡山三丁目 10-32 | 施設種別 | 産業振興施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的・先導的分野の産学官共同研究開発の推進及び支援 ・ 設備を基礎的・先導的分野の研究開発のための利用に供すること ・ 基礎的・先導的分野の研究開発に係る情報の収集及び提供 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17. 4. 1~H20. 3. 31 | H20. 4. 1~H23. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 財団法人ひろしま産業振興機構 (県出資法人) | 財団法人ひろしま産業振興機構 (県出資法人) | |
| 申請者数 | (公募外) | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 16 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 研究テーマ数 5 テーマ 研究従事者数 96 名 | 研究テーマ数 5 テーマ 研究従事者数 21 名 | |
| 委託料 | 191, 615 千円 | 145, 952 千円 | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 商工労働局産業振興部産業技術課 | | |

| | | | |
|------------|------------------------------------|---------------------------|------------|
| 施設名 | 広島県立広島産業会館 | 設置年月日 | 昭和45年10月1日 |
| 所在地 | 広島市南区比治山本町12-18 | 施設種別 | 産業振興施設 |
| 業務内容 | 施設及び付属設備を展示会、見本市、会議、研修その他の利用に供すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人ひろしま産業振興機構 (県出資法人) | 財団法人ひろしま産業振興機構 (県出資法人) | |
| 申請者数 | 3者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 完全利用料金制 | 完全利用料金制 | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 面積稼働率 41.0% | 面積稼働率 40.5% | |
| 委託料 | 190,280千円 | (県への納付金 118,591千円) | |
| 利用料金収入 | 237,120千円 | 271,446千円 | |
| 施設所管課 | 商工労働局産業振興部産業技術課 | | |

※ 指定管理者制度導入前は、利用料金制と委託料の併用

| | | | |
|------------|---|--------------------|-----------|
| 施設名 | 広島県立ふくやま産業交流館 | 設置年月日 | 平成12年4月1日 |
| 所在地 | 福山市御幸町大字上岩成字正戸476-5 | 施設種別 | 産業振興施設 |
| 業務内容 | 施設及び付属設備を展示会、見本市、会議、研修その他の利用(スポーツ・レクリエーション等の利用を含む。)に供すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 福山商工会議所 (その他団体) | 福山商工会議所 (その他団体) | |
| 申請者数 | 2者 | 2者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 完全利用料金制 | 完全利用料金制 | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 面積稼働率 40.5% | 面積稼働率 30.2% | |
| 委託料 | 143,141千円 | (県への納付金 14,000千円) | |
| 利用料金収入 | 140,735千円 | 119,522千円 | |
| 施設所管課 | 商工労働局産業振興部産業技術課 | | |

※ 指定管理者制度導入前は、利用料金制と委託料の併用

【農林水産局】

| | | | |
|------------|--|--------------------------|---------|
| 施設名 | 広島県栽培漁業センター | 設置年月日 | 昭和 54 年 |
| 所在地 | 竹原市高崎町字西大乘新開 1 8 5 - 1 2 | 施設種別 | 産業振興施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・魚介類の種苗生産及び配布 ・栽培漁業に係る技術の開発及び普及指導 ・栽培漁業センターの維持 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17. 4. 1～H20. 3. 31 | H20. 4. 1～H23. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 社団法人広島県栽培漁業協会 (その他団体) | 社団法人広島県栽培漁業協会 (その他団体) | |
| 申請者数 | (公募外) | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 16 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 種苗生産尾数 14, 761 千尾 | 種苗生産尾数 11, 608 千尾 | |
| 委託料 | 152, 232 千円 | 124, 457 千円 | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 農林水産局農水産振興部水産課 | | |

| | | | |
|------------|--|-----------------------------|-----------------|
| 施設名 | 五日市漁港フィッシャリーナ施設 | 設置年月日 | 平成 20 年 7 月 1 日 |
| 所在地 | 広島市佐伯区海老園三丁目 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の利用に関する業務 ・施設等の維持及び修繕に関する業務 ・使用料の徴収・収納に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H20. 7. 1～H21. 3. 31 | H21. 4. 1～H26. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 株式会社ひろしま港湾管理センター (県出資法人) | 株式会社ひろしま港湾管理センター (県出資法人) | |
| 申請者数 | (公募外) | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前 | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | | 入艇数 278 隻 | |
| 委託料 | | 52, 477 千円 | |
| 利用料金収入 | | — | |
| 施設所管課 | 農林水産局農水産振興部水産課 | | |

| | | | |
|------------|--|----------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園 | 設置年月日 | 昭和 55 年 9 月 1 日 |
| 所在地 | 広島市東区福田町 1 6 6 - 2 | 施設種別 | 文教施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に関する知識及び技術の普及 ・施設及び設備の維持管理 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17. 4. 1～H20. 3. 31 | H20. 4. 1～H23. 3. 31 | |
| 指定管理者 | みずえ緑地株式会社 (その他団体) | みずえ緑地株式会社 (その他団体) | |
| 申請者数 | 3 者 | 1 者 | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成 16 年度) | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 入場者数 81, 423 人 | 入場者数 99, 016 人 | |
| 委託料 | 62, 254 千円 | 53, 750 千円 | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 農林水産局農林整備部森林保全課 | | |

※ 2施設を一体的に管理している (当該監査結果報告においては, 1施設として計上)。

【土木局】

| | | | | |
|------------|---|--|-------------------------|-----------------|
| 施設名 | 一般港湾施設（特定重要港湾広島港，重要港湾福山港，重要港湾尾道糸崎港（機織地区）） | | 設置年月日 | 昭和 28 年 8 月 1 日 |
| 所在地 | 広島港，福山港，尾道糸崎港（機織地区）一円 | | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の運営及び利用促進業務 施設の機能保持に係る管理業務 施設の経年変化等に対する維持修繕（計画策定及び施工） | | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18. 4. 1～H21. 3. 31 | | H21. 4. 1～H26. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 株式会社ひろしま港湾管理センター（県出資法人） | | 株式会社ひろしま港湾管理センター（県出資法人） | |
| 申請者数 | （公募外） | | （公募外） | |
| 利用料金制の導入状況 | （導入していない） | | （導入していない） | |
| 管理運営概況 | 導入前（平成 17 年度） | | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | 使用料収入 3,124,921 千円 | | 使用料収入 3,116,305 千円 | |
| 委託料 | 811,346 千円 | | 814,717 千円 | |
| 利用料金収入 | — | | — | |
| 施設所管課 | 土木局空港港湾部港湾管理課 | | | |

※ 3施設を一体的に管理している（当該監査結果報告においては，1施設として計上）。

| | | | |
|------------|--|-------|-------------------------|
| 施設名 | 広島観音マリーナ | 設置年月日 | 平成 9 年 4 月 25 日 |
| 所在地 | 広島市西区観音新町四丁目 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> 広島観音マリーナの管理運営及び小規模な維持修繕 利用料金の収受 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | | 2 期 目 |
| 指定期間 | H18. 4. 1～H21. 3. 31 | | H21. 4. 1～H26. 3. 31 |
| 指定管理者 | 株式会社ひろしま港湾管理センター（県出資法人） | | 株式会社ひろしま港湾管理センター（県出資法人） |
| 申請者数 | （公募外） | | （公募外） |
| 利用料金制の導入状況 | 完全利用料金制 | | 完全利用料金制 |
| 管理運営概況 | 導入前（平成 17 年度） | | 平成 20 年度 |
| 利用状況 | 艇置隻数 319 隻 | | 艇置隻数 321 隻 |
| 委託料 | — | | （県への納付金 19,000 千円※） |
| 利用料金収入 | 111,782 千円 | | 119,360 千円 |
| 施設所管課 | 土木局空港港湾部港湾管理課 | | |

※ 県への納付金は，事業報告提出後に納付額が確定するため，実際には次年度の収入となる。

| | | | |
|------------|--|------------|------------|
| 施設名 | ボートパーク広島 | 設置年月日 | 平成19年10月1日 |
| 所在地 | 広島市中区吉島地区 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の利用に関する業務 ・施設等の維持及び修繕に関する業務 ・利用料金の収受に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.10.1～H39.9.30 | | |
| 指定管理者 | 広島ボートパーク株式会社 (その他団体) | | |
| 申請者数 | (公募外) | | |
| 利用料金制の導入状況 | 完全利用料金制 | | |
| 管理運営概況 | 導入前 | 平成20年度 | |
| 利用状況 | | 入艇隻数 353 隻 | |
| 委託料 | | — | |
| 利用料金収入 | | 108,051 千円 | |
| 施設所管課 | 土木局空港港湾部港湾管理課 | | |

【都市局】

| | | | |
|------------|---|--------------------|------------|
| 施設名 | みよし公園 | 設置年月日 | 平成3年10月19日 |
| 所在地 | 三次市四拾貫町神田谷 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園を一般の利用に供する業務 ・有料施設等の利用の許可に関する業務 ・公園施設及び設備の維持及び修繕に関する業務 ・利用料金の収受に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 株式会社サンアメニティ (その他団体) | ミズノグループ (その他団体) | |
| 申請者数 | 2者 | 5者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 入場者数 662,933人 | 入場者数 644,843人 | |
| 委託料 | 131,794千円 | 103,000千円 | |
| 利用料金収入 | 25,010千円 | 23,082千円 | |
| 施設所管課 | 都市局都市事業管理課 | | |

| | | | |
|------------|---|------------------------|------------|
| 施設名 | びんご運動公園 | 設置年月日 | 平成5年10月15日 |
| 所在地 | 尾道市栗原町997 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園を一般の利用に供する業務 ・有料施設等の利用の許可に関する業務 ・公園施設及び設備の維持及び修繕に関する業務 ・利用料金の収受に関する業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | 尾道市 (地方公共団体) | ポラーノグループびんご (その他団体) | |
| 申請者数 | 3者 | 4者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 入場者数 586,940人 | 入場者数 642,645人 | |
| 委託料 | 173,759千円 | 152,000千円 | |
| 利用料金収入 | 61,753千円 | 67,178千円 | |
| 施設所管課 | 都市局都市事業管理課 | | |

| | | | |
|------------|---|----------------------------|------------|
| 施設名 | 県営舟入住宅等25住宅 | 設置年月日 | 昭和29年7月1日外 |
| 所在地 | 広島市中区舟入南三丁目外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 広島県ビルメンテナンス協同組合 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 5者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 4,270戸 | 管理戸数 4,193戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 275,196千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

※1 住宅数に相当する施設を一体的に管理している(当該監査結果報告においては、1施設として計上)。以下県営大竹住宅等6住宅まで同じ。

※2 「委託料」欄の()内は、広島県住宅供給公社が管理代行していた116住宅分に相当する額。以下県営大竹住宅等6住宅まで同じ。

| | | | |
|------------|---|----------------------------|-------------|
| 施設名 | 県営青原住宅等12住宅 | 設置年月日 | 昭和45年3月23日外 |
| 所在地 | 広島市安佐南区祇園五丁目外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 広島県ビルメンテナンス協同組合 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 4者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 5,201戸 | 管理戸数 5,158戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 375,000千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------------|------------|
| 施設名 | 県営二河住宅等14住宅 | 設置年月日 | 昭和27年4月1日外 |
| 所在地 | 呉市西中央四丁目外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | ビルックス株式会社 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 5者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 1,077戸 | 管理戸数 1,077戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 63,000千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------------|-------------|
| 施設名 | 県営丸子山住宅等8住宅 | 設置年月日 | 昭和50年11月1日外 |
| 所在地 | 竹原市竹原町外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 株式会社くれせん (その他団体) | | |
| 申請者数 | 3者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 523戸 | 管理戸数 523戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 36,431千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------------|------------|
| 施設名 | 県営東町住宅等9住宅 | 設置年月日 | 昭和47年4月1日外 |
| 所在地 | 三原市東町外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 堀田・誠和共同企業体 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 3者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 786戸 | 管理戸数 786戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 59,000千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------------|------------|
| 施設名 | 県営古浜住宅等13住宅 | 設置年月日 | 昭和30年4月1日外 |
| 所在地 | 尾道市古浜町外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 堀田・誠和共同企業体 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 3者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 749戸 | 管理戸数 719戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 53,700千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|----------------------------|------------|
| 施設名 | 県営城東住宅等17住宅 | 設置年月日 | 昭和34年4月1日外 |
| 所在地 | 福山市本町外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 山陽土建工業株式会社・ 山崎建設株式会社共同企業体 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 3者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 2,233戸 | 管理戸数 2,212戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 165,109千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------------|-------------|
| 施設名 | 県営粟屋住宅等8住宅 | 設置年月日 | 昭和49年4月20日外 |
| 所在地 | 三次市粟屋町外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 広島県ビルメンテナンス協同組合 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 2者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 371戸 | 管理戸数 371戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 29,721千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------------|-------------|
| 施設名 | 県営大竹住宅等6住宅 | 設置年月日 | 昭和51年3月15日外 |
| 所在地 | 大竹市玖波一丁目外 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H19.4.1～H22.3.31 | | |
| 指定管理者 | 広島県ビルメンテナンス協同組合 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 3者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成18年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 管理戸数 1,426戸 | 管理戸数 1,426戸 | |
| 委託料 | — (1,277,454千円) | 91,986千円 (1,149,143千円) | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|---------------------|------------|
| 施設名 | 県営第二上安住宅 | 設置年月日 | 平成17年10月6日 |
| 所在地 | 広島市安佐南区上安二丁目 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.10.6～H21.3.31 | H21.4.1～H26.3.31 | |
| 指定管理者 | 合同産業株式会社 (その他団体) | 合同産業株式会社 (その他団体) | |
| 申請者数 | (公募外) | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前 | 平成20年度 | |
| 利用状況 | | 管理戸数 110戸 | |
| 委託料 | | 8,693千円 | |
| 利用料金収入 | | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|----------------------------|-----------------|
| 施設名 | 県営平成ヶ浜住宅 | 設置年月日 | 平成 18 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 安芸郡坂町平成ヶ浜 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18. 4. 1～H21. 3. 31 | H21. 4. 1～H26. 3. 31 | |
| 指定管理者 | フジタビルメンテナンス株式会社 (その他団体) | フジタビルメンテナンス株式会社 (その他団体) | |
| 申請者数 | (公募外) | (公募外) | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前 | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | | 管理戸数 60 戸 | |
| 委託料 | | 4,664 千円 | |
| 利用料金収入 | | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

| | | | |
|------------|---|-----------|-----------------|
| 施設名 | 県営第二平成ヶ浜住宅 | 設置年月日 | 平成 20 年 4 月 1 日 |
| 所在地 | 安芸郡坂町平成ヶ浜 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃及び駐車場使用料の収納業務 ・維持修繕業務 ・募集・入居者管理の手続業務 | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H20. 4. 1～H23. 3. 31 | | |
| 指定管理者 | 広島県ビルメンテナンス協同組合 (その他団体) | | |
| 申請者数 | 2 者 | | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | | |
| 管理運営概況 | 導入前 | 平成 20 年度 | |
| 利用状況 | | 管理戸数 60 戸 | |
| 委託料 | | 2,113 千円 | |
| 利用料金収入 | | — | |
| 施設所管課 | 都市局住宅課住宅管理室 | | |

【企業局】

| | | | |
|----------------|---|----------------------------------|------------|
| 施設名 | 広島空港県営駐車場 | 設置年月日 | 平成5年10月26日 |
| 所在地 | 三原市本郷町善入寺 | 施設種別 | 基盤施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場施設の管理に関すること ・ 駐車料金の徴収に関すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17. 4. 1～H20. 3. 31 | H20. 4. 1～H23. 3. 31 | |
| 指定管理者 | 広島エアポートビレッジ 開発株式会社 (県出資法人) | アマノマネジメントサービス 株式会社 (その他団体) | |
| 申請者数 | 9者 | 6者 | |
| 利用料金制 の導入状況 | (導入していない) | (導入していない) | |
| 管理運営概況 | 導入前 (平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 入庫台数 229,290台 | 入庫台数 196,616台 | |
| 委託料 | 34,714千円 | 29,500千円 | |
| 利用料金収入 | — | — | |
| 施設所管課 | 企業局土地整備課 | | |

【教育委員会】

| | | | |
|------------|---|-------------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県総合グラウンド | 設置年月日 | 昭和16年12月 |
| 所在地 | 広島市西区観音新町二丁目11-124 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド及び附属設備を一般の利用に供すること ・グラウンド及び附属設備を整備し、及び管理すること | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H17.4.1～H20.3.31 | H20.4.1～H23.3.31 | |
| 指定管理者 | ポラーノグループ特定共同企業体 (その他団体) | 財団法人広島県教育事業団 (県出資法人) | |
| 申請者数 | 5者 | 2者 | |
| 利用料金制の導入状況 | (導入していない) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成16年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 243,496人 | 利用者数 307,031人 | |
| 委託料 | 158,770千円 | 77,707千円 | |
| 利用料金収入 | 17,255千円 | 15,983千円 | |
| 施設所管課 | 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課 | | |

※ 第2期目(平成20年度)から利用料金制を採用している(第1期は使用料収入)。

| | | | |
|------------|---|-------------------------|-----------------|
| 施設名 | 広島県立総合体育館 | 設置年月日 | 平成5年12月10日 |
| 所在地 | 広島市中区基町4-1 | 施設種別 | レクリエーション・スポーツ施設 |
| 業務内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設及びその附属設備を体育その他一般の利用に供すること ・体育の指導を行うこと ・体育に関する調査研究を行うこと | | |
| 指定等の状況 | 1 期 目 | 2 期 目 | |
| 指定期間 | H18.4.1～H21.3.31 | H21.4.1～H26.3.31 | |
| 指定管理者 | 財団法人広島県教育事業団 (県出資法人) | 財団法人広島県教育事業団 (県出資法人) | |
| 申請者数 | 4者 | 1者 | |
| 利用料金制の導入状況 | 利用料金制(委託料と併用) | 利用料金制(委託料と併用) | |
| 管理運営概況 | 導入前(平成17年度) | 平成20年度 | |
| 利用状況 | 利用者数 1,441,730人 | 利用者数 1,765,226人 | |
| 委託料 | 412,338千円 | 141,453千円 | |
| 利用料金収入 | 388,972千円 | 461,663千円 | |
| 施設所管課 | 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課 | | |

